

改正案	現行
<p>（設置者の基準）</p> <p>第六条 法第九条の二第一項に規定する内閣府令で定める設置をする者（以下「設置者」という。）の基準は、当該設置者（法人の場合にあつては、その代表者）が二十五歳以上の者であつて、法第五条第一項各号又は法第五条の二第二項第二号若しくは第三号のいずれにも該当しないものであることとする。</p> <p>（管理者の基準）</p> <p>第六条の二 法第九条の二第一項に規定する内閣府令で定める管理をする者（以下「管理者」という。）の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 二十五歳以上の者であつて、法第五条第一項各号又は法第五条の二第二項第二号若しくは第三号のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（設置者の基準）</p> <p>第六条 法第九条の二第一項に規定する内閣府令で定める設置をする者（以下「設置者」という。）の基準は、当該設置者（法人の場合にあつては、その代表者）が二十五歳以上の者であつて、法第五条第一項各号又は法第五条の二第二項第二号のいずれにも該当しないものであることとする。</p> <p>（管理者の基準）</p> <p>第六条の二 法第九条の二第一項に規定する内閣府令で定める管理をする者（以下「管理者」という。）の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 二十五歳以上の者であつて、法第五条第一項各号又は法第五条の二第二項第二号のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>二・三（略）</p>